

登録確認機関登録申請要領

令和 7 年 9 月

文化庁 著作権課

目次

1. はじめに	1
2. 申請について	1
3. 審査について	3
4. 留意事項	3

1. はじめに

令和 5 年 5 月に著作権法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 33 号）が成立し、未管理著作物裁定制度が創設されました。同制度は令和 8 年 4 月から施行されます。

同制度の創設に当たっては、その手続の迅速化・簡素化及び適正な手続を実現するため、文化庁長官による指定・登録を受けた民間機関が、利用者の窓口となって手続を担うことが可能とされました。その一つとして、文化庁長官は、申請の受付、要件確認及び使用料相当額算出に関する事務を、登録を受けた者（登録確認機関）に行わせることができますこととされています。

これを踏まえ、文化庁では、著作権法第 104 条の 34 第 1 項に基づく、登録確認機関の登録の申請を受け付けます。申請される方は、本要領をお読みいただき申請されるよう、お願いいたします。

2. 申請について

(1) 受付期間及び申請方法

受付期間：令和 7 年 9 月 19 日～（随時受付）

申請方法：提出書類のファイルを添付した電子メールを、提出先・問合せ先のメールアドレスに送付すること。

(2) 提出先・問合せ先

文化庁著作権課著作物流通推進室振興係

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号 旧文部省庁舎 5 階

電話番号：03-5253-4111（内線 2983）

電子メール：chosakusuisin@mext.go.jp

(3) 提出書類

A 申請者が法人である場合

申請書類	書類名
	申請書 ※1
	定款又は寄附行為
	登記事項証明書
	役員の氏名及び経歴を記載した書類
	組織及び運営に関する事項を記載した書類 ※2
	登録の申請に関する意思の決定を証する書類 ※3
	著作権法第 104 条の 34 第 3 項各号のいずれにも適合していることを明らかにする書類 ※4

	著作権法 104 条の 34 第 4 項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
--	--

B 申請者が個人である場合

	書類名
申請書類	申請書 ※1
	住民票の写し
	履歴書
	確認等事務（著作権法第 104 の 33 第 1 項に規定する確認等事務をいう。）の実施体制に関する事項を記載した書類
	著作権法第 104 条の 34 第 3 項各号のいずれにも適合していることを明らかにする書類 ※4
	著作権法第 104 条の 34 第 4 項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

※1 別添様式を用いること。申請書以外の書類は様式自由とする。

※2 組織体系図や運営規則等とする。

※3 理事会等の議事録等とする。

※4 法令上の要件を満たす者の履歴書等とする。

<注意事項>

- ・申請に当たっては、事前に問合せ先に相談することを推奨する。
- ・申請する際は、電子メールの件名を「登録確認機関の登録申請（申請者名）」とし、本文に担当者名及び連絡先を記載すること。
- ・電子メール送付後、問合せ先に電話で連絡し、受信していることを確認すること。
- ・申請書類のファイル形式は、PDF ファイルとする。
- ・ファイル容量等の関係で申請書類を電子メールに添付することが難しい場合は、問合せ先に連絡すること。
- ・提出された申請書類は、返却しない。
- ・申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・提出された申請書類について、文化庁は、審査以外の目的において申請者に無断で使用しない。申請書類の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される可能性がある。

3. 審査について

(1) 次の①から③までの全ての要件を満たしていれば、登録確認機関としての登録を行う。

① 確認等事務に従事する者のうちに、著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第2条第3項の著作権等管理事業者をいう。②において同じ。）の行う著作権等管理事業（同条第2項の著作権等管理事業をいう。②において同じ。）として、著作権又は著作隣接権の管理に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者が1人以上含まれていること。

② 確認等事務に従事する者のうちに、著作権等管理事業者の行う著作権等管理事業として、著作権等管理事業法第2条第1項の管理委託契約に基づく著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾に当たっての使用料の額の算出に関する業務に通算して3年以上従事したことがある者が1人以上含まれていること。

③ 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は著作権法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

イ 著作権法第104条の45第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者（登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないものを含む。）

ウ 法人であって、その役員の中にア又はイのいずれかに該当する者があるもの

(2) 結果の通知

審査結果は、審査の終了後、文化庁から申請者に速やかに通知する。

4. 留意事項

- ・登録された場合、確認等事務の実施に関する規程を定め、文化庁長官の認可を受けること等が必要であることに留意すること。